

小沢氏 強制起訴へ

検審再審査で議決 規正法違反事件

小沢一郎民主党元幹事長の資金管理団体「陸山会」の土地取引をめぐる政治資金規正法違反事件で、東京第五検察審査会は四日、東京地検特捜部が五月に小沢氏を不起訴としたことを受けた再審査で「起訴議決」をした。改正検察審査会法に基づく起訴議決はJR福知山線脱線事故などに続き四例目とみられる。小沢氏は東京地裁が指定する検察官役の弁護士によって強制的に起訴される。

事件をめぐっては小沢氏の秘書だった衆院議員石川知裕(三七)、大久保隆規(四九)、池田光智(三三)の三被告も同法違反罪で起訴されているが、小沢氏の公判は別々に行われる。

東京地検特捜部は二月四日、石川被告ら元秘書三人を起訴した一方で、小沢氏については「元秘書らとの共謀を認定するだけの証拠は得られなかった」として嫌疑不十分で不起訴処分とした。



小沢一郎民主党元幹事長